

⑮大島鳥獣保護区特別保護地区区域図



大島の全域が鳥獣保護区及び同特別保護地区に指定

大島鳥獣保護区 (特別保護地区)



道指定大島鳥獣保護区
大島特別保護地区
指定計画書（道案）

令和5年（2023年）7月4日

北 海 道

1 保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の名称

大島鳥獣保護区大島特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

道指定大島鳥獣保護区の全域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和5年(2023年)10月1日から令和25年(2023年)9月30日まで(20年間)

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

① 道指定鳥獣保護区の指定区分

集団繁殖地の保護区

② 特別保護地区の指定目的

大島は、火山活動の影響を受けた植生遷移や高山植物の分布など特異な植生が見られ、また、渡り鳥の中継地として多数の種類が記録されているほか、とりわけオオミズナギドリの最北限の繁殖地として貴重な存在である。さらに、これらの自然環境が、人為的影響がきわめて少ない状態で保全されていることが注目されている。

そのため、昭和58年(1983年)10月に、集団繁殖地の保護区として道指定特別保護地区を指定し、その保全を図ってきたところであり、現在の存続期間の満了にあたり、引き続き特別保護地区に指定する。

管理方針

- ・避難漁港工事、漁業関係者による避難漁港の利用及び灯台の管理以外、基本的には外部からの人の進入が無い場合、不必要な人の進入や、それに伴う外来生物の進入が起こらないよう、関係各機関等と協力しつつ適切な対処に努める。
- ・道立自然公園及び国の天然記念物に指定されていることから、関係各機関等と協力しつつ、適切な保護管理に努める。

2 特別保護地区に指定しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 956ha

内訳

ア 形態別内訳

林野 ha

農耕地 ha

水面 ha

その他 956.47ha

イ 所有者別内訳

国有地 955.34ha

| | | | | | | |
|-----|---------|----|-----|----|-----|----|
| 国有林 | 林野庁所管 | ha | 制限林 | ha | 保安林 | ha |
| | | | 普通林 | ha | | |
| | 文部科学省所管 | ha | | | その他 | ha |

(以下所管省庁別に記載)

| | | | |
|----------------------|---|-------|----------|
| 国有林以外の国有地 (所管省庁別に記載) | } | 財務省 | 926.17ha |
| | | 国土交通省 | 29.17ha |

| | | | | |
|-----------------|----|---|--------|----|
| <u>地方公共団体有地</u> | ha | } | 都道府県有地 | ha |
| | | | 市町村有地等 | ha |

私有地等 1.13ha

公有水面 ha

ウ 他の法令 (条例を含む) による規制区域

| 法 (条例) の名称 (指定地域等の名称) | 面積 (ha) | 地 種 区 分 (特別保護地区、特別地域等) | 面積 (ha) |
|------------------------------|------------|---------------------------|------------|
| 文化財保護法 (天然記念物オオミズナギドリ繁殖地) | 956.47 | | |
| 北海道立自然公園条例 (松前矢越道立自然公園) | 956.47 | 第一種特別地域 | 956.47 |

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該地域は、松前町の西方沖合約 60km の日本海上にあり、東西約 4km 南北約 3.5km の火山島である。

文化財保護法により「天然記念物 オオミズナギドリ繁殖地」に、北海道立自然公園条例により松前矢越道立自然公園第一種特別地域に指定されている。

イ 地形、地質等

最高峰である標高 737m の江良岳を中心として急峻な地形が広がり、平坦地はほとんどなく、海岸は海蝕崖が発達している。

ウ 植生の概要

一次遷移の初期段階にある草本類又は蘚苔類が主体となり、山麓の一部に矮性化した木本類が見られる。

島の上部には、標高が低いにもかかわらず多くの高山植物が見られるとともに、温帯植物、海岸植物及び岩礫地植物が混生しており、特異な植生となっている。

エ 動物相の概要

150種類以上の鳥類が確認されており、渡り鳥の貴重な中継地となっている。

さらに、オオミズナギドリの日本最北端の繁殖地ともなっており、国の天然記念物に指定されている。

そのほか、人為的に持ち込まれたアナウサギが繁殖しているが、これによる植生及びオオミズナギドリの繁殖環境への影響が発生している。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域を含む松前町の農林水産物の被害状況

なし

4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償をする。

5 道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

(1) 特別保護地区用制札 1 本

6 指定計画書添付書類

(1) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区位置図並びに区域図

(2) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区面積内訳表（別紙 1）

(3) 関係地方公共団体の首長・利害関係人名簿（別紙 2）

(4) 関係地方公共団体・利害関係人との調整結果調書（別紙 3）